

【契約書別紙】

指定介護老人福祉施設「聖明園富士見荘」

1. 利用申し込み等

当施設への入園の申し込みおよび契約手続きは、下記にて行ないます。

- 担当者 : 生活相談員
- 電話番号 : 0428(24)5703
- 受付時間 : 月曜日から土曜日 午前9時 ~ 午後5時

2. サービスの内容

当施設におけるサービスの内容は、【重要事項説明書】にてお知らせいたします。

3. 料金の支払い

利用料金は、下記の方法にてお支払いいただきます。

- ご指定口座から自動振替集金ができる、三菱 UFJ ニコス株式会社「口座振替集金代行システム」に加入いただきます。
- 手続きには「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。ご依頼があれば生活相談員が手続きを代行いたします。
- 振替手数料（1か月110円）は、利用者のご負担となります。

※事務処理の簡素化のため、現金でのお支払いはご容赦下さい。

4. 利用料金

利用料金は、下記の条件により算定されます。

- 利用料金は、介護保険給付対象の利用者負担 10%（または負担割合証の割合）の施設サービス費と、介護保険給付対象外の居住費および食費と、理髪代等のその他の料金との合計額です。
- 介護保険給付は、要介護状態区分が5段階に分かれて単位が定められ、金額が算定されます。居住費と食費は、利用者負担段階が4段階に分かれて、それぞれ金額が設定されています。
- 負担限度額認定申請により、第1～第3段階の認定を受けた場合は、それぞれの段階ごとに負担が軽減され、第4段階は軽減されません。

※介護保険給付対象の利用者負担（10%の場合）は次のように算出されます。

（日額）

（《例》要介護3 の場合 ）

基本報酬単位	793	} 合計単位 改善加算・特定改善 地域区分単価 負担割合 (846 + 846 × (6.0%+2.3%)) × 10.68 × 10% = 979 円
精神科医療養指導加算	5	
サービス提供体制加算	6	
看護体制加算(I)	4	
個別機能訓練加算	12	
障害者生活支援体制加算	26	

◎基本的な施設サービス料金

(1) 施設サービス費 (日額)

	個室 (1割)	備考
要介護1	815円	
要介護2	894円	
要介護3	979円	
要介護4	1,058円	
要介護5	1,136円	

(2) 居住費および食費 (日額)

	居住費		食費
利用者負担第1段階	個室	820円	300円
利用者負担第2段階	個室	820円	390円
利用者負担第3段階①	個室	1,310円	650円
利用者負担第3段階②	個室	1,310円	1,360円
利用者負担第4段階	個室	2,006円	1,445円

(3) 入院・外泊の居住費

入院・外泊期間中は、翌日より最長12日間を限度に居住費をご負担いただきます。

6日以内に退院・帰園された時は、不在日数で計算されます。

また、当該利用者が退院または帰園するまで居室の確保をご希望の場合は、引き続き居住費の対象といたします。

ただし、空床利用短期入所等に使用した場合は、ご負担をいたしません。

(4) 個別機能訓練加算

個別機能訓練計画に基づいて、機能訓練を受けている場合、1日約14円(個別機能訓練加算1日12単位)が加算されます。

(5) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを受けた場合、1日約139円(若年性認知症利用者受入加算1日120単位)が加算されます。

ただし、65歳の誕生日の前々日までが対象になります。

(6) 入院・外泊時加算

入院・外泊の場合は、翌日より最長12日間を限度に1日約285円(外泊時加算246単位)が加算されます。

6日以内に退院・帰園された時は、不在日数で計算されます。

ただし、退院日・帰園日は1日分の料金となります。

(7) 初期加算

入所後30日間に限り、上記の料金に1日約35円(初期加算1日30単位)が加算されます。

30日以上入院・外泊をした場合も、帰園後から初期加算の対象になります。

(8) 退所時加算

在宅生活に戻られる利用者が、退所援助相談または帰宅予定先への訪問援助相談をご希望されたときは、いずれか1回に限り次のご負担をいただきます。

・退所前後訪問相談料金・・・約532円(1回460単位)

・退所時相談援助料金・・・約463円(1回400単位)

・退所前連携料金・・・・・・約579円(1回500単位)

(9) 経口移行加算

経管により食事を摂取している方について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合180日を限度として1日約33円(経口移行加算1日28単位)が加算されます。

(10) 経口維持加算

摂食機能障害があり、個別の経口維持計画に基づいて、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を受けている場合、6か月を限度として1月につき次のように加算されます。

・経口維持加算Ⅰ・・・約463円(1月400単位)

・経口維持加算Ⅱ・・・約116円(1月100単位)

(11) 療養食加算

医師の指示せんに基づく療養食を召し上がった場合は、1食約7円(療養食加算1食6単位)が加算されます。

(12) 看取り介護加算

医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、ケアワーカー等が共同して、利用者またはご家族等の同意を得ながら看取りの介護を行った場合、看取り介護加算として次のように加算されます。

・死亡日以前31日以上45日以下・・・1日約84円

・死亡日以前4日以上30日以下・・・・1日約167円

・死亡日の前日および前々日・・・・・・1日約787円

・死亡日・・・・・・・・・・・・・・・・・・1日約1,481円

(13) 在宅復帰支援機能加算

ご家族や居宅介護支援事業所との連絡調整により、在宅復帰に向けての支援を受け、定められた基準に適合している場合、1日約12円(在宅復帰支援機能加算1日10単位)が加算されます。

(14) 在宅・入所相互利用加算

要介護3・4・5の方で、他の方とあらかじめ在宅期間および入所期間を定めて、居室を計画的に利用された場合、1日約46円(在宅・入所相互利用加算1日40単位)が加算されます。

(15) 障害生活支援体制加算

視覚障害などの重度の障害を持つ入所者数が一定以上いて、常勤の障害者支援員が配置されている場合、1日約30円(障害者生活支援体制加算1日26単位)が加算されます。

◎その他の料金

(1) 理美容サービス料金

ア. 理髪代(1回)

顔そりのみ	1,100円
散髪	1,700円
その他	内容に応じた支払

イ. 理美容代(1回)

カット	1,700円
カット+顔そり	2,100円
その他	内容に応じた支払

ウ. 移動美容室料金内容に応じた支払

(2) 利用料金の口座振替支払い手数料金1回(1か月) 110円

(3) 預り金管理料(1か月)3,000円

月なかばの入園については翌月から、退園の場合はその月の1か月分をご負担いただきます。

(4) 協力医療機関以外への通院および入退院送迎に関する料金

施設の公用車使用の場合 運転距離5kmにつき100円(距離端数切り上げ)
その他の場合 実費をお支払いいただきます。

- (5) 入院中の生活援助料金（1日）……………500円
入院中の洗濯や買い物等の便宜についてご依頼のあった場合、その期間ご負担いただきます。
- (6) その他、個別の希望による介護保険対象外のサービスを提供した場合は、別紙料金表の通りその都度ご負担いただきます。

5. 相談・要望・苦情の窓口

当施設のサービスに関するお問い合わせやご相談、ご意見、苦情等は下記にてお受けいたします。

- 担当者：生活相談員
- 電話番号：0428(24)5703
- 受付時間：月曜日から土曜日(祝日を除く) 午前9時 ~ 午後5時

令和 4年4月1日改定